

磐田市パブリックコメント手続に関する指針

平成19年3月1日 制定

1 目的

この指針は、市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の積極的な意見を市政に反映させるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、パブリックコメント手続に関する基本的事項を定めることを目的とする。

2 定義

- (1) この指針において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な計画、条例等の策定過程において、事前に策定案に対して市民の意見を求め、その意見を考慮して意思決定を行うための一連の手続をいう。
- (2) この指針において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (3) この指針において「市民等」とは次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通勤又は通学する者
 - ウ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - エ アからウに掲げるもののほか、パブリックコメント手続の対象に利害関係を有するもの

3 対象

パブリックコメント手続の対象となるものは、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる政策の策定若しくは改定又は条例の制定若しくは改廃であって、次に掲げるもの（以下「政策等」という。）とする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画を定めるもの
- (2) 市の基本方針を定めることを内容とする条例
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

4 対象の適用除外

対象の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 公益上、緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 附属機関又はこれに類するものにおいて、意見聴取の手続が法令により定められている場合
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議する条例の制定又は改廃を行う場合
- (5) その他本手続に準じた意見聴取の手続を経たもの

5 公表の時期・内容

実施機関は、この制度の対象となる政策等について、最終的な意思決定をする前の適切な時期に次に掲げる関係資料と併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の策定案の趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案の概要
- (3) その他必要と認められる関連する資料

6 公表の方法

実施機関は、次に掲げる方法により、政策等の案を市民等に積極的に周知を図るものとする。

- (1) 市が発行する広報紙等への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 実施機関の指定する場所での閲覧
- (4) その他実施機関が必要と認める方法

7 意見等の提出期間

実施機関は、市民等が意見等を提出するための必要な期間として、公表した日から原則として30日以上提出期間を設けるものとする。ただし、実施機関は、その他やむ

を得ない理由があるときは、その理由を公表した上で意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

8 意見の提出方法

- (1) 実施機関は、次に掲げる方法により、市民等からの意見の提出を受けるものとする。
 - ア 実施機関が指定する場所への直接書面による提出
 - イ 郵便
 - ウ 電子メール
 - エ ファクシミリ
 - オ その他実施機関が認める方法
- (2) 実施機関は、市民等から意見等の提出をしたものの住所、氏名等を明記させるものとする。

9 意見等の取扱い

- (1) 実施機関は、政策等の策定に関し提出された意見を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。
- (2) 実施機関は、政策等について意思決定をしたときは、最終策定案、市民等から提出された意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、磐田市情報公開条例（平成17年磐田市条例第25号）第9条に規定する情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

10 実施状況の公表

市長は、パブリックコメント手続の状況についてその一覧表を作成し公表するものとする。

11 施行期日

この指針は、平成19年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行の際、現に立案過程にある政策等については、この指針の規定は適用しない。